

掛川市条例第17号

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例

掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名 称	定 数	所 管 事 項	名 称	定 数	所 管 事 項
総務委員会	（略）	総務部、企画政策部、市民協働部、危機管理部、消防本部、出納局、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び水道部の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項	総務委員会	（略）	総務部、企画政策部、市民協働部、危機管理部、消防本部、出納局、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
（略）			（略）		
環境産業委員会	（略）	環境経済部、都市建設部及び農業委員会の所管に属する事項	環境産業委員会	（略）	環境経済部、都市建設部、 <u>上下水道部</u> 及び農業委員会の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。